



ゴルフ場利用税額改定のお知らせ

2025年1月吉日

会員各位、ご来場各位

上野原カントリークラブ

総支配人

平素より上野原カントリークラブをご利用賜り厚く御礼申し上げます。

さて、山梨県税事務所に届け出ている2025年4月1日からのゲストプレー料金の見直しに伴い、ゴルフ場利用税の課税等級が時期により下記の通り変動することとなりましたのでお知らせいたします。

記

閑散期（1・2・7・8月） 4等級 600円（従来通り）

繁忙期（3-6月、9-12月） 3等級 800円（+200円）

以上

上野原カントリークラブ

〒409-0112 山梨県上野原市上野原 6887 TEL 0554-63-2525 FAX 0554-63-2528
<http://www.uenoharacc.com>